

プライバシーマーク制度



JIPDEC

財団法人 日本情報処理開発協会



概要

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。



目的

個人情報の保護に関して国の行政機関においては、「行政機関が保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和 63 年 12 月法律第 95 号）が制定されてきましたが、平成 15 年 5 月 30 日に改正（平成 15 年法律第 58 号）されました。

一方、民間部門における個人情報の取扱いに関しては、インターネットをはじめとしたネットワーク技術や情報処理技術の進展により、個人情報がネットワーク上でやり取りされコンピュータで大量に処理されている現状において、個人情報保護が強く求められるようになってきました。そのため、早期に実施が可能であり実効性のある個人情報の保護のための方策の実施が求められてきたところから、財団法人日本情報処理開発協会では通商産業省（現、経済産業省）の指導を受けて、プライバシーマーク制度を創設して平成 10 年 4 月 1 日より運用を開始しました。プライバシーマーク制度は、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度で、次の目的を持っています。

- ✗ 消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- ✗ 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

その後、平成 15 年 5 月 30 日に民間の事業者を対象とする「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）が制定・公布され、平成 17 年 4 月 1 日から全面的に施行されました。個人情報を取扱う事業者は、この法律に適合することが求められます。

プライバシーマークの認定は、法律の規定を包含する JIS Q 15001 に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることをアピールする有効なツールとして活用することができます。



実施体制

プライバシーマーク制度の運営は、次の機関によって運営されます。

プライバシーマーク付与機関（付与機関）

プライバシーマーク付与認定指定機関（指定機関）

(1) 付与機関

付与機関は、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）が務めます。付与機関は、指定機関を指定すること、事業者からのプライバシーマーク付与の申請を審査して認定することをはじめとし、プライバシーマーク制度を適正に運用する役割を担っています。そのために、下記の委員会等を設置しています。

プライバシーマーク制度委員会

学識者、有識者、事業者団体の代表、消費者代表、法曹関係者等で構成し、プライバシーマーク制度に係る下記の事項について審議します。

制度に係る基準、規程等の策定、改訂

指定機関の指定及び指定の取消

プライバシーマーク付与認定の取消

制度の運用状況

消費者相談窓口

消費者等からの個人情報の保護に係る問い合わせ、プライバシーマーク制度に係る苦情等を受け付けて対応するための窓口です。相談内容を分析して、再発防止策等を検討してプライバシーマーク制度の運営に反映します。

(2) 指定機関

指定機関となることができる団体^(注1)の内、付与機関に申請してプライバシーマーク制度委員会の審議を経て指定機関として指定を受けた団体です。指定機関は、事業者からのプライバシーマーク付与申請の受け付け、申請内容の審査・調査及び付与認定等の業務を行います。

<注1> 指定機関となることができる団体とは、事業者団体その他の団体で事業における個人情報の取扱い及び保護に関し知見を有し、かつプライバシーマーク付与に係る業務を的確に実施する能力があると認められるもの（公益法人その他の本邦の法律に基づき設立された団体又は事業者団体でこれらと同等と協会が認めた団体で、非営利のものに限る。）です（プライバシーマーク制度設置及び運営要領（10 情報開・セ第 126 号）以下「運営要領」という。）

付与の対象・単位

プライバシーマーク付与の対象は、国内に活動拠点を持つ事業者です。また、プライバシーマーク付与認定は、法人単位となります。

その上、少なくとも次の条件を満たしている事業者であって、実際の事業活動の場で個人情報の保護を推進している必要があります。



JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項^(注2)」(平成 18 年 5 月 20 日改正)に準拠した個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項(以下「PMS」という。)を定めていること。

PMS に基づき実施可能な体制が整備されており、且つ、個人情報の適切な取扱いが実施されていること。

<注 2> PMS は、JIS Q 15001 では、「事業者が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステム。」と定義しています。したがって、PMS は、社員等に周知されていることが必要で、その上、実行可能なものであることが求められます。

次に示す欠格事項のいずれかに該当しない事業者であること。

- ・ 申請の日前 3 か月以内にプライバシーマーク付与認定の申請又は再審査の請求についてプライバシーマーク付与を否とする決定を受けた事業者
- ・ 申請の日前 1 年以内にプライバシーマーク付与認定の取消し又はプライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者
- ・ 個人情報の取扱いにおいて発生した個人情報の外部への漏洩その他情報主体の権利利益の侵害により、「運営要領」に基づき別に定める基準により判断された申請を不可とする期間を経過していない事業者
- ・ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がある事業者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ロ 個人情報の保護に関する法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

なお、上記の に該当するか否かについては、事業者自身による申請書での宣誓と、現地審査時に確認します。

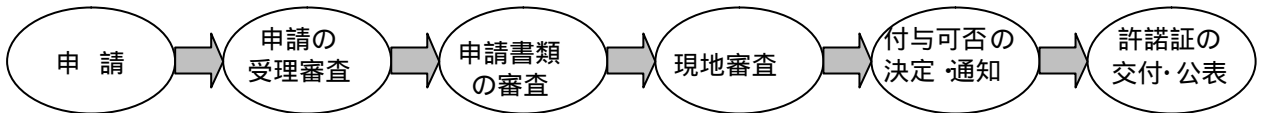
有効期間

一回の認定によるプライバシーマーク付与の有効期間は、2 年間です。
ただし、更新の手続きによって 2 年間の延長を行うことができます。以降は、2 年ごとに更新を行うことができます。
なお、更新申請は、有効期間の終了する 4 ヶ月前から 3 ヶ月前までの間に行わなければなりません。



手 続

プライバシーマーク付与認定までの手続きは、次のとおりです。



申 請

プライバシーマーク付与の申請は、指定機関又は付与機関に申請書類一式をそろえて提出して下さい。

(1) 指定機関に申請する場合

指定機関の申請は、次の場合があります。

事業者が会員となっている指定機関がある場合は、当該指定機関に申請

本社が所在する地域の事業者を対象とする指定機関がある場合は、当該指定機関に申請

保険医療分野の事業者の場合は、当該指定機関に申請

なお、上記の複数の場合に該当する場合は、事業者の自主的な判断に任せますが、可能な限り主要な個人情報取扱い業務に関連の深い指定機関又は地域の指定機関に申請して下さい。指定機関については、付与機関のホームページ (<http://privacymark.jp/>) で公開していますので確認して下さい。

(2) 付与機関に申請する場合

上記(1)のいずれにも該当しない事業者は、付与機関である(財)日本情報処理開発協会プライバシーマーク事務局に申請して下さい。

審 査

(1) 受 取

申請書類は、書類の不足及び記載漏れを確認します。申請書類が全て揃っている場合はそのまま申請書類を預かり、「申請料請求書」を発行しますので指定の口座に速やかに振り込んで下さい。申請手数料の入金が確認できましたら、受理の審査に進みます。

申請書類が全て揃っていない場合は、申請書類を申請事業者の費用負担で返却させていただきます。



(2) 受理

申請手数料の入金が確認できた場合、申請書類の記載内容について不備がないか、申請の資格があるか等の審査を実施します。

審査の結果に問題がない場合は申請を受理し、「プライバシーマーク付与認定に係る申請書類受領書」を送付します。

審査の結果に問題があり不受理となった場合は、申請事業者の費用負担で申請書類を返却させていただきます。

(3) 審査

書類審査

受理された申請書類の記載内容等に関して、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）等の個人情報保護の行動指針を定めた規程類の整備状況、それらの規程類に準じた体制整備状況の視点から書類審査を行います。

基本的には、先に示した「付与の対象・単位」としての条件を満たしていることが必要ですが、特に下記の事項については重要な条件となります。

- a. 個人情報の管理者が指名され、個人情報保護についての社内の責任、役割分担が明確である等、個人情報を適切に取り扱う体制が整備されていること。
- b. 申請までに 1 回以上、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の周知徹底の措置（教育、研修等）を実施していること。
- c. 申請までに 1 回以上、事業者内部の個人情報の保護の状況を監査し、代表者による必要な見直しが行われていること。
- d. 当該者に係る個人情報保護に関する相談窓口が常設され、かつそれが消費者に明示されていること。
- e. 当該者が有する個人情報について、外部からの侵入又は内部からの漏えいが発生しないよう適正な安全措置を講じていること。
- f. 企業外部への個人情報の提供、取扱いの委託を行う際には、責任分担や守秘に係る契約を締結する等、個人情報について適切な保護が講じられるよう措置していること。

審査に際して生じた疑義については、別途必要な資料の提供を求めるともあります。

現地審査

書類審査が終了すると、申請事業者に対して現地審査を実施します。

これは、書類上の審査において生じた疑義の確認、及び個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の通りに体制が整備され、運用しているか等について確認するために行うものです。

審査料（料金表による）及び、現地審査に係る交通費、宿泊費（付与機関及び各指定機関で定めた旅費規程を適用）については、現地審査終了後請求書を送付しますので、速やかに指定の口座に振り込んで下さい。振込みのない間、審査を中止することが出来るものとします。

付与認定の通知と公表

審査の結果に基づき、プライバシーマーク付与の可否を決定し、申請者に対して通知します。プライバシーマーク付与を可とする通知を受けた場合、指定の期間までにプライバシーマーク使用



料として、認定の有効期間2年間分に相当する額を一括して付与機関の指定する銀行口座に振り込んで下さい。付与機関は、使用料の振込みを確認した後、当該事業者にプライバシーマーク付与許諾証を交付し、速やかに付与機関のホームページで公表します。
この手続きが終了すると、有効期間の間プライバシーマークを使用できるようになります。

プライバシーマークの使用

① 使用の契約

付与機関は、プライバシーマーク付与認定を受けた事業者との間で「プライバシーマーク使用契約」を締結します。契約期間は、付与の有効期限である2年間とします。(更新の手続きをとって使用の更新を行うことができます。)契約の締結を行うことで、プライバシーマークを事業活動に使用することができます。

② 使用できる場所等

認定を受けた事業者がプライバシーマークを使用する際には、契約に添付する「プライバシーマーク使用規定」を順守しなければなりません。違反して使用した場合には、プライバシーマーク付与認定を取り消す等必要な措置を講ずることがあります。

プライバシーマークは、下記の場所等に使用することができます。

店頭	契約約款	封筒	宣伝・広告用資料
説明書	便箋	名刺	ホームページ等

③ 商標権等

プライバシーマークに係る商標権等の権利は、付与機関が保有しています。

付与認定後の実態調査

① 実態調査

付与機関及び指定機関は、プライバシーマーク付与認定事業者から、必要に応じて個人情報の取扱いに関する監査の報告を求めることがあります。又、付与機関は、指定機関からもプライバシーマーク付与認定等の実態について、必要に応じて報告を求めることがあります。報告を受けた付与機関又は指定機関は、プライバシーマーク制度の運用に必要な範囲内で当該事業者又は指定機関に対して、立ち入り調査を求めることがあります。

② 改善の勧告、指定機関指定及びプライバシーマーク付与の取消

付与機関は、実態調査の結果、プライバシーマーク制度の運用に問題のあった指定機関や事業者に対して、プライバシーマーク制度委員会における審議に基づいて、改善の勧告・要請、指定機関の指定又はプライバシーマーク付与認定の取消を行うことがあります。

③ プライバシーマーク制度運用状況の報告

付与機関は、プライバシーマーク付与申請の状況、審査の状況、付与認定の状況、改善の勧告・要請・取消、消費者相談窓口寄せられた苦情等相談の状況等の運用結果を、定期的に産業構造審議会個人情報保護等分科会に報告します。



消費者相談

プライバシーマーク制度に係る消費者からの苦情、プライバシーマーク付与認定事業者の個人情報への取扱いに関する苦情、その他の個人情報保護に係る相談を受け付けて、関連機関との連携を図りながら適切な対応策を講じます。

料金

下記料金は、随時請求書を発行しますので、指定口座にお振込み下さい。

①)申請料

プライバシーマーク付与の申請時には、申請料が必要です。プライバシーマーク付与の認定の可否にかかわらず必要です。

②)審査料

プライバシーマーク付与の審査に係る費用として、審査料が必要です。プライバシーマーク付与の認定の可否にかかわらず必要です。なお、現地審査に係る交通費、宿泊費は、付与機関及び指定機関の規程により別途請求します。

③)マーク使用料

付与の認定を受けてプライバシーマークを使用する場合は、認定の有効期間(2年間)の使用料としてマーク使用料が必要です。



■ プライバシーマーク料金表

単位：万円（消費税込）

事業者規模	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	5	5	5	5	5	5
審査料	20	45	95	12	30	65
マーク使用料	5	10	20	5	10	20
計	30	60	120	22	45	90

備考1：申請料の振込みを確認したうえで、審査手続きを開始します。形式審査の結果、受理できない場合であっても、申請料は返却しません。

備考2：審査料には、審査関係事務、書類審査、報告書作成、現地審査の各費用を含みます。これらは事業者規模によって異なります。

備考3：審査料は、現地審査の時間数を以下の表に示す時間内として設定したものです。この時間を超えた場合は、1時間当たり4万円（消費税込）を追加請求できるものとします。

備考4：マーク使用料は2年間の料金です。契約時に一括して納めて下さい。

	小規模		中規模		大規模	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新
現地審査時間	5時間以内	5時間以内	6時間以内	6時間以内	8時間以内	8時間以内

備考5：宿泊費、旅費、移動時間に係る費用は、JIPDEC又は各指定機関の規程により別途請求します。

■ 事業者規模の区分

事業者の区分は、以下のとおりとします。

①大規模事業者：中規模事業者（下記②参照）の規模を超える事業者。

②中規模事業者：

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業者数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

備考6：資本金、従業者数のいずれか一方を満たせば該当することになります。

備考7：従業者とは、「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（経済産業省）に基づき、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含みます。なお、従業者数の確定は、現地審査時点での人数で行います。

備考8：製造業その他の業種には、製造業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、通信業、金融・保険業、不動産業及びその他の業種（卸売業、小売業（飲食店を含む）、サービス業を除く）に属する事業を主たる事業として営む事業者をいいます。

③小規模事業者：常時使用する従業者の数が20人（卸売業、小売業（飲食店を含む）又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人）以下の事業者。

■ 再現地審査

現地審査後に、事業又は体制の著しい変更等が生じた場合は、必要に応じて現地審査を再度実施し、以下の料金表に基づき費用を請求します。

単位：万円（消費税込）

費目	料金
基本料金	5
審査実費	(1人時単価) × (実際にかかった時間) × (審査人数)
計	5 + 2 × (実際にかかった時間) × (1~2人)

備考9：宿泊費、旅費、移動時間に係る費用は、JIPDEC又は各指定機関の規程により別途請求します。



申請書類

プライバシーマーク付与の申請に必要な申請書類は、ホームページ（<http://privacymark.jp>）からダウンロードできます。

【重要な注意点】

申請書類について

- ・ 各様式の【記載上の注意】は、提出する際は削除して下さい。
- ・ 様式がある申請書類については、可能な範囲で、電子媒体（FD、MO、CD-R）でも提出して下さい。
- ・ 格納する形式は、PDF形式、Word形式又はExcel形式を用いて下さい。電子メールの添付ファイルによる提出は不可とします。
- ・ 教育については全従業者、監査については全事業部門に対して実施していることが必要です。
- ・ 申請後、申請書類の内容に変更があった場合は、ホームページ（<http://privacymark.jp>）に掲載している「申請事項の変更について」に基づいてご報告下さい。
- ・ 指定機関に申請する場合には、申請書類等については指定機関の指示に従って下さい。

申請の受取及び受理できない場合について

- ・ プライバシーマーク付与の申請に必要な申請書類に不足があった場合は受取ることができません。
- ・ 申請書類の作成にあたっては、各様式の【記載上の注意】をご参照のうえ記述して下さい。記述内容に不備があった場合は受理することができません。
- ・ 受取及び受理できない場合、申請書類は申請事業者の費用負担で返却させていただきます。

プライバシーマーク事務局

●プライバシーマーク付与申請窓口

電 話 : 03-3432-9387

F A X : 03-3432-9419

E-mail : pm-info@privacymark.jp

●消費者相談窓口

電 話 : 0120-116-213

〒105-0011 東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号 機械振興会館

財団法人日本情報処理開発協会

<http://privacymark.jp>